

片品村選挙管理委員会告示第19号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法第48条の2第3項において準用する同法第39条の規定により期日前投票所の場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日

片品村選挙管理委員会
委員長 星野 堅 司

1 場 所 片品村役場 村 民 室